

# 「満洲国」初期の農村租税公課に関する考察 —北満地方を中心に—

陳 祥

## Abstract

In 1934, the South Manchuria Railways Co. of the Research Department held a survey pointing on economic issue at the village in the Northeast of China. The Survey Reports are collected in Jilin Academy of Social Sciences. This present paper will examine its content in order. The Chapter I & II will use the Reports for deliberating the village taxation of the first region of Manchukuo. Furthermore, the present paper also will explore the relationships among national tax, county tax, and village tax. And, then Chapter III will explore in more detail regarding the taxation system approaches of the Nanhuangdi village in Jilin. However, in fact, the research found that the tax revenue of the village is very heavy burden for the people, since despite of government tax payments, the villagers also face the private village service organization, creating worse economic condition for the people.

キーワード……国税 地方税 田賦 晌捐 村費 南荒地村

## はじめに

小稿は、主として南満洲鉄道株式会社（以下満鉄と略称する）経済調査会が1934年に「満洲国」（便宜上、以下括弧を省略する）各地で実施した農業調査報告を手がかりとして、満洲国初期の農村租税公課の実態を究明することを課題とする。

1934年の調査は、満洲国の全体的な農業経済資源を調査対象としている。その調査成果は「経済資源調査報告書」というシリーズで取り上げられた。これらの調査報告書は中国吉林省社会科学院満鉄資料館に保存されている。本論は、入手したこのシリーズの調査報告書の一部を利用して、満洲の農業経済にとって、比較的重要な北満地方の農民に関係する租税公課について究明したい。

これまでの満洲国農村に関する租税公課の研究は非常に少ない。満洲農村社会そのものに触れた研究も少ない。江夏由樹の「中国東北地方における農村実態調査——康徳三（1936）年度、満洲国農村実態調査報告書にある統計資料について」<sup>1)</sup>は、満洲国実業部臨時産業調査局の「農村実態調査報告書」を利用して、中国東北三省の21カ村1095戸の公租公課関係データに沿っ

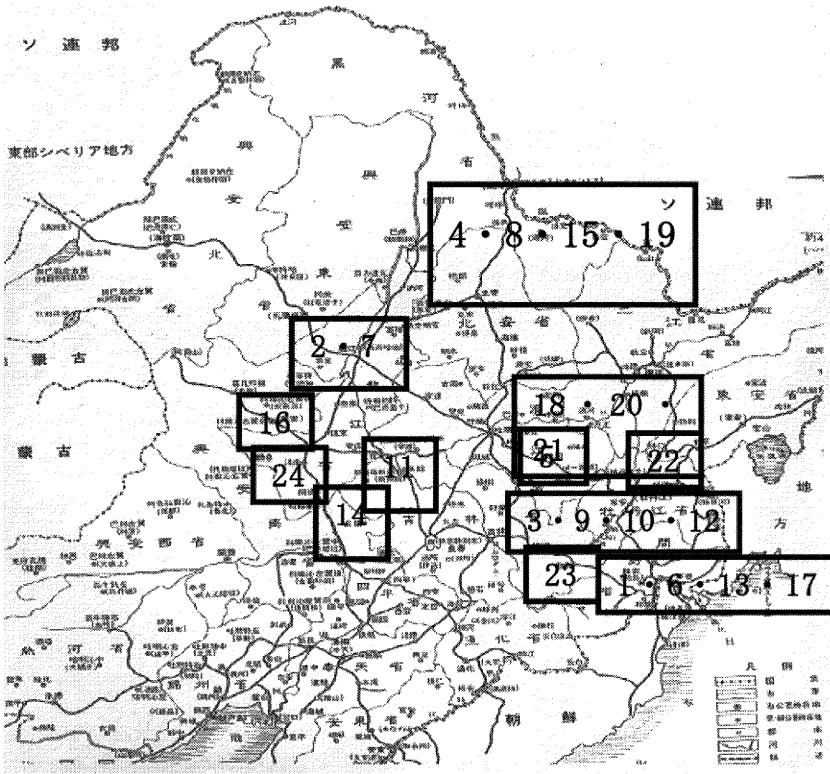
「満洲国」初期の農村租税公課に関する考察（陳）

て、農民の実際負担を検討した。しかし、江夏氏は1936年の満洲国政府臨時産業局が作成した調査資料『康徳三年度 農村実態調査報告書 戸別調査之部』（全4冊）を使っている。実は、この調査を行う前の1934年に、満鉄経済調査会はすでに満洲国の各地で膨大な経済資源調査を行っている。経済調査会の調査は、満洲国各地の状況と満洲地方の経済的多様性に沿ってそのまま各調査報告書を作成した。これらの調査報告書の一部分は中国吉林省社会科学院満鉄資料館に保存されている。本稿はおもにこれら資料のうち北満地方に関する調査報告書を利用して、満洲国の租税公課を分析する。また同時代に実施された満鉄経済調査会の調査報告書と満洲国政府が行った調査報告書も一部使用する。

表1 使用資料一覧

番号	資料名	作成者	出版年代
1	東寧附近農業調査報告	満鉄経済調査会	1933.12
2	齊齊哈爾附近農業調査報告	満鉄経済調査会	1934.4
3	綏芬河地方調査報告	満鉄経済調査会	1933.12
4	北安鎮ヲ起点トセル竜鎮、奇克特、烏雲、遼河地方農業調査報告	満鉄経済調査会	1934.3
5	烏吉密河、延寿、一面坡附近農業調査報告	柏倉泰治	1934.3
6	東寧県調査報告書	吉田美之、山下正巳	1934.3
7	齊齊哈爾一甘南沿道農業調査報告	田中義英	1934.4
8	踏査地区ニ於ケル北部黒龍江省経済事情	佐藤鶴亀人	1933.11
9	吉林省穆稜県穆稜河流域農業調査報告	篠原斉	1934.5
10	吉林省穆稜県畜産調査報告	渡辺勇	1934.4
11	農安、扶余地方農業調査報告	篠原斉等	1934.6
12	吉林省寧安県牡丹江流域農業調査報告	土居丁等	1934.9
13	吉林省間島地方琿春、凉水泉子方面農業調査報告	渡辺駿	1934.9
14	京大、洮大線地方農業調査報告	福井文吉	1934.7
15	一般経済調査報告一竜鎮県、璦琿県、奇克県、烏雲県、遼河県	小泉吉雄	1934.1
16	泰来県、札賚特旗、興安嶺麓、竜江県農業調査報告	木下寿男	1934.1
17	東寧、琿春県縦走地帯（吉林省東部国境地方）一般経済事情	土肥武雄、中島捨次郎	1934.8
18	黒龍江省訥謨河爾河、呼裕爾河流域農業調査報告	土居丁等	1934.9
19	中部小興安嶺、吉里爾哈山脈ノ森林並地方農村調査報告	三田村六郎、伊東弘	1934.11
20	訥河、克山県地方一般経済事情	土肥武雄	1934.9
21	訥河、克山、泰安鎮地方農業調査報告	局巖	1934.9
22	依蘭県、勃利県地方農業調査報告	尾崎英雄等	1934.1
23	吉林省敦化県農村実態調査一般調査報告書（康徳3年度）	臨時産業調査局	1936
24	竜江省洮南県農村実態調査一般調査報告書（康徳3年度）	臨時産業調査局	1936

図1 調査地方の位置図



注.大同学院同窓会『大いなる哉満洲(1966年)』の満洲国地図により作成。

## I 徴税組織と税目

1934年段階の満洲国徴税のシステムを検討する。県政府で農民に徴税する部署は税捐局と県公署財務処である。主に国税と県税両種類を納める。経済資源調査報告書によると、税捐局は国税徴収を担当するのに対して、県公署財務処は地方税徴収を徴収する。ただ、相当の県公署財務処は地方税を徴収すると同時に国税の田賦（大租）も同時に徴収する。税捐局は他の糧穀出産税、家畜税などの国税の徴収を行う。このような県は龍江県、興安東分省特哈旗、北安県、甘南県、泰安県、訥河県がある。他方、寧安県では税捐局が国税と県税の徴収を行っていた。この「国税」は、実際に省税と国税を含めて県政府が徴税を行った。農民はこの二つの税金をまとめて「国税」として認識していた。

まず国税に注目しよう。満洲国建国後、近代的な中央集権国家の形式的な形成によって、国税は国の中央政権が制定する。しかし、満洲地方には複雑な状況があつて、各県は国税を徴収

する場合にも、基本的に田賦・糧石税・牲畜税・出産税について徴税する。それ以外の税目については、農安県、乾安県、安広県、洮安県の場合はモンゴル地方に近いので、王租が存続し続けた。東寧県、龍江県、甘南県は免税によって、調査当時土地に対する田賦は徴収していなかった。他の国税税目は各県の経済実情によって相当違っている。

県税は「地方税」・「地方捐」などと称された。表2の各県の税目状況のように、農家に対して徴税する県税税目は相当異なっていた。これらの税目の中では、响捐・糧捐・屠捐・車牌捐を中心として課税されていることが分かる。東寧県、扶餘県、徳都県、龍鎮県、克山県など諸県は前述した四つの税目以外に、他の税目も徴収するのである。琿春県は基本的に响捐を中心として徴税し、最も北の琿春県、黒河市の地方財政は土地・穀物に頼っていない。賭博や娯楽などの産業はこの地方の「市政維持の基礎財源であ」<sup>2)</sup>った。

北満地方は、満州地方の穀倉地帯であった。満洲国政権の農村徴税支配は主に土地、糧食と家畜を中心としていた。しかし、具体的に分析すると、徴税システムは統一されているとは言えない。県の産業と状況によって各県の国税徴収は相当違っている。一部の県は土地、糧食と家畜の税収以外の、他の税源にも拡大され、一部の県は完全に土地の収入に頼り、一部の県は賭博・娯楽にも依拠しているのが分かった。要するに、満洲国初期の租税支配は、県公署財務処と税捐局を通じて、農村に対する税収支配を実現することを意図していた。この意図の下で、各県は相当自由に税目を設定して徴税した。

表2 北満地区一部県の対農家徴税税目表

県名	国税の税目	県税の税目
東寧県 <sup>3)</sup>	営業税・出産税・木石税・米穀税・牲畜税・酒煙税・鉱業税	响捐・糧捐・屠捐・車牌捐・營業附加税・車捐・店捐・出口捐・学田捐・遺地捐・木材捐・黄菸捐・木耳税・煙草税・麻税・茸税・馬路捐・舖捐
布特哈旗 <sup>4)</sup>	田賦・糧石税・出産税・牲畜税・魚網税	响捐・出産税・附加税・牲畜税
穆稜県 <sup>5)</sup>	田賦・糧石税・土産税・牲畜税	响捐・糧捐・屠捐・車牌捐・皮張捐・田房捐
農安県、乾安県 <sup>6)</sup>	田賦・王租・糧石税・牲畜税・買契税・典契税・魚税	响捐・特別糧捐・牲畜捐・屠捐・車牌捐・中学糧捐・貨物税
扶餘県 <sup>7)</sup>		屠捐・山貨捐・營業捐・当捐・攤床捐・皮張捐・海業捐・糧石銷場捐・糧石出産捐・牲畜捐・土産捐・魚捐
寧安県 <sup>8)</sup>	田賦・糧石税・買契税・契紙税・土産税・牲畜税・屠殺税	响捐・糧捐・車牌捐・屠捐・稻米捐・營業車捐・土産捐
琿春県 <sup>9)</sup>	田賦・糧石税・牲畜税・屠殺税	昇科地响捐・昇科学田地响捐・東溝学田地响捐・糧米特捐

	黄菸税・雑菸税	勤学所学田租・勤学所昇科地租・七、八年学田地地租
龍江省、甘 南省 <sup>10)</sup>	糧穀出産税・家畜税・出産税・菸 酒税・契税・印花税・雑税	学費响捐・警費响捐・自治費响捐・実業費响捐・地方捐・ 車牌捐
安広省、洮 安省 <sup>11)</sup>	田賦・王租・糧石税・牲畜税・魚 税	响捐・糧捐・車牌捐・屠捐
大賚省 <sup>12)</sup>	田賦・糧石税・牲畜税	响捐・糧石税付加捐・江口糧捐・四厘糧捐・車牌捐・屠捐・ 魚課
徳都省 <sup>13)</sup>	大租・糧石税・出産税（豆餅税・ 山貨皮張税・木材税・木炭税・麻	响捐・糧捐・車牌捐・屠捐・牲畜捐・房捐・魚捐・山貨捐・ 木材捐
龍鎮省 <sup>14)</sup>	税・油税・魚税・白條猪税）木材 附加捐・牲畜税・屠殺税・營業税・	响捐・糧捐・車牌捐・荒捐・荷馬車捐・房捐・木材捐・營 業捐
克東省 <sup>15)</sup>	民令營業税	响捐・糧捐・車牌捐・營業捐・山貨捐・屠捐
克山省 <sup>16)</sup>		响捐・糧捐・牲畜捐・營業捐・山貨捐・屠捐・快馬車捐・ 車牌捐・屠宰手術料・衛生費・吸戸証捐
訥河省 <sup>17)</sup>		响捐・糧捐・車牌捐・營業捐・山貨捐・附加公益捐
瓊瑋省 黒河市 <sup>18)</sup>		会局捐・賓局捐・牌九局捐・麻雀捐・跑封捐・籤筒捐・茶 社捐・妓捐・牛馬捐・酒舖捐

## II 田賦・响捐と糧捐・村費

満洲の農業において、田賦と糧石税・响捐と糧捐・村費が直接に農業に賦課される税である。そのうちの糧石税は、販売した糧穀の価格に対して一定の割合で課税するものである。満洲国の糧石税は粗糧税・細糧税・油糧税・豆類税<sup>19)</sup>に分けられ、それぞれに価格の0.5%・1%・2.5%・2.5%の課税率である。これは全国的に統一された税金と推定できるだろう。以下はそのほかの税金について分析したい。

### 1. 田賦

国税の土地税は、県政府から徴収する。省政府へ送る田賦や大租など、1响の土地に対して定められている課税額を徴収する税である。清朝時代には東北の土地は封禁されていたが、清朝末期から関内より漢民族が長城を越えて移住し、それによって、旗人と蒙人の土地が有償開拓された。政府もこれらの土地から税金を取れる。辛亥革命後、旗地は清朝から売られ、また満族の失脚によって、ほとんど民有地になった。田賦や大租は公的に政府の税収になった。しかし、北満には蒙古人が所有している土地が多く、蒙古王公は満洲国建国後にも相当の土地を

所有していた。民国期に、それまで徴収されていた蒙租の一部を田賦として徴収するようになったが、北滿地では土地に対する賦課を蒙租とする地域が存在し続けていた。以下、その例である。

甘南県の田賦額は1晌に0.85元とする。<sup>20)</sup>

綏芬河の田賦額は1晌に0.5元とする。<sup>21)</sup>

穆稜県の田賦額は1晌に0.8元とする。<sup>22)</sup>

農安、扶餘県の田賦額は1晌に0.32元とする。<sup>23)</sup>

寧安、牡丹江の田賦額は1晌に0.8元とする。<sup>24)</sup>

間島地方の田賦額は1晌に0.8元とする。<sup>25)</sup>

安広県の田賦額は1晌に0.3元、王租0.35元とする。<sup>26)</sup>

洮安県の田賦は免税され、王租は1晌に0.3元とする。<sup>27)</sup>

農安県の田賦額は1晌に0.32元 王租0.48元とする。<sup>28)</sup>

龍江県、布特哈旗、大賚県は、田賦を地租、三費、経徴費と園基租に分けている。地租は上中則0.5元・下則0.3元になり、三費は上0.03元・中0.02元・下0.01元になり、経徴費は以上両税合計の3%を徴し、園基租は丈方に0.007元を徴する。<sup>29)</sup>

以上のように、満洲国の田賦は、大きく一般民地と蒙地に分かれており、一部の県は単純に1晌ごとに定額を賦課し、一部の県は田賦を更に地租、三費、経徴費などに分けて、土地の肥沃度によって徴税した。全体的に見れば、田賦は0.32元-0.85元の間である。蒙地の王租が全国に定められなかったが、1晌土地に0.3-0.48元を徴収した。

## 2、晌捐・糧捐

晌捐は田賦と同じように耕地に課税し、土地1晌ごとに課税額が決められていた。すべて県の収入となるが、田賦と異なる。糧捐は県政府により、農民が販売した糧穀の価格に対して一定の割合に課税するものである。両方の税額は各県政府が決めるため、各県の課税額は異なっている。使用資料中では、東寧県と農安県と訥河県の1933年県税収入額の記載が見つかった。東寧県では、晌捐38991.29元・糧捐5091.49元は県税総額61716.36元の63.2%と8.2%を占めている<sup>30)</sup>。農安県の晌捐124624.77元・糧捐14425.44元は県税総額206977.67元の60.2%と6.9%を占めている<sup>31)</sup>。訥河県の晌捐10890元・糧捐50330元は、県税総額82815元の13.1%と60.8%を占めている<sup>32)</sup>。要するに、晌捐と糧捐は県政府にとって最も重要な収入源であった。

一方、晌捐と糧捐の徴税方法については、以下のデータがある。

東寧県の晌捐は1晌当りに1.99元とし、糧捐は販売額の2%の課税である。<sup>33)</sup>

龍江県の晌捐は警費晌捐・学費晌捐・自治費晌捐・実業費晌捐があった。1晌当りの晌捐は0.2元・0.13元・0.004元・0.028元として、合計は0.362元に賦課されている。<sup>34)</sup>

穆稜県の晌捐は1晌当りに1元とし、糧捐は販売額の2%に課税していた。<sup>35)</sup>

農安県の响捐は1响当りに1.05元とし、糧捐は中学糧捐と特別糧捐に分けて、両方とも販売総額1%に課税する。<sup>36)</sup>

寧安県の响捐は1响当りに0.54元とし、糧捐は売買価格の2%に課税する。<sup>37)</sup>

琿春県の响捐は昇科地响捐1.84元/响・昇科学田地响捐2.4元/响・東清学田地响捐1.97元/响となり、糧捐は売買価格の12%に課税する。<sup>38)</sup>

安広県と洮安県の响捐は1元/响で、糧捐は売買価格の3%である。<sup>39)</sup>

徳都県の响捐は0.5元/响で、糧捐は売買価格の1.4%である。<sup>40)</sup>

龍鎮県の响捐は0.485元/响で、糧捐は売買価格の2.4%である。<sup>41)</sup>

克東県の响捐は0.59元/响で、糧捐は売買価格の3.4%である。<sup>42)</sup>

克山県の响捐は0.991元/响で、糧捐は売買価格の1.4%である。<sup>43)</sup>

訥河県の响捐は0.26元/响で、糧捐は売買価格の5%である。<sup>44)</sup>

以上、1933年の北満地方における响捐と糧捐について概観した。各県の响捐負担額は0.26元-1.99元位であり、糧捐は穀物の販売額の1.4%-12%位であった。各県の県税徴税率は相当違っており、税率の幅も広い。満洲国初期の各県政府は各自地方税の徴収を行っていた。満洲国初期の各県の財政収入は主に响捐と糧捐であり、農業生産に対する課税は地方財政の基礎財源となっていた。

### 3. 村費

今までの研究では満洲国の村費についてはほとんど言及されていない。近代中国の租税制度の下で、国税と県税は政府の公的な制度のもとに置かれていたと言える。しかし、村費は県以下の行政単位の村や屯などが比較的自由に設けていたようである。一般的に言えば、村費は「村費」、「屯費」、「保甲費」、「自衛団費」、「警費」、「看青費」、「門牌費」、「戸口費」などの項目で構成されている。ただし、村費に関する詳しい調査は1934年の調査が行われなかった。東寧県での村費調査では、「地主・小作人たるを問わずその耕作せる土地一响に対し2.5元より3元内外の自衛団費を納む」<sup>45)</sup>と記述されている。さらに、直接的な調査ではないが、表3の1937年満鉄調査資料から見ると、北満地方では土地に対して、村費の賦課額は一番多い。ほとんど田賦と响捐の合計額より高いことが分かった。そして満洲地方の習慣では、「門牌費」、「戸口費」などは、各戸に均等に課せられている場合が多い。後に説明する吉林省永吉県南荒地村の場合も門牌費は各戸に均等に徴税されている。要するに、村費はそれぞれの村によってかなり違って、農民の重い負担の一つと言える。これらの村費は主に満洲国県下の行政村長（保長）、屯長（甲長）、十家長（牌長）、自衛団、村警などの人件費と弾丸・服装など備品の購入に使われていた。要するに、村費は村以下の行政機関で使われた。

表3 1937年の北満地方一部県の土地一晌当り大租・晌捐・村費の課税率表 単位：元

	田賦	晌捐	村費	合計		田賦	晌捐	村費	合計
吉林市	0.615	0.700	4.470	5.785	五常県	0.615	1.040	1.550	3.205
永吉県	0.615	0.690	1.785	3.090	双城県	0.615	0.770	2.175	3.560
額穆県	0.615	0.850	2.280	3.745	珠河県	0.615	1.600	0.850	3.065
敦化県	0.615	0.770	2.725	4.725	哈 市	0.615	0.770	0.215	1.600
樺甸県	0.615	0.770	2.360	3.745	寧安県	0.615	0.420	3.270	4.305
九台県	0.615	0.850	1.000	2.465	穆稜県	0.615	0.770	7.419	8.804
乾安県	0.615	0.420	0.450	1.485	東寧県	0.615	1.600	0.900	3.115
扶餘県	0.615	0.440	0.450	1.505	密山県	0.615	1.540	1.900	4.055
農安県	0.615	0.800	0.430	1.845	虎林県	0.615	0.600	8.500	9.715
徳恵県	0.615	0.970	8.000	9.585	佳木斯	0.615	1.500	1.000	3.115
榆樹県	0.615	0.540	0.800	1.955	富錦県	0.615	1.060	0.790	2.465
舒蘭県	0.615	0.850	2.550	4.015	賓清県	0.615	2.000	1.500	4.115
呼蘭県	0.615	0.700	1.970	3.285	勃利県	0.615	1.540	3.170	5.325
賓 県	0.615	1.120	2.000	3.735	方正県	0.615	1.200	3.680	5.495
阿城県	0.615	0.770	1.050	2.435	同江県	0.615	0.900	0.870	2.385

出典：満鉄北満経済調査所：『満州国ニ於ケル土地一晌当租税公課賦課率表——康德4年度ニ於ケル実績』1938年5月、4頁—23頁より作成

満洲国初期の租税の徴税組織は県公署財務処と税捐局であった。その二つの徴税機関は地方税と国税の徴収機能をはっきり分けていなかった。国税の糧石税は全国で統一されたが、土地に課税する田賦などは統一されておらず、各県の国税課税目と課税率も相当違っていた。県税は各県が、割合自主的に税目と税率を設定した。晌捐と糧捐は満洲県政の主要税源であった。一方、村費は、満洲農村にとって最も重い負担であった。要するに、満洲県下の行政の財源は主に、農業により支えられていた。多額に徴収された村費は自衛団・村警・保甲などの農村行政組織の維持、特に人件費・備品の財源となっていた。満洲国初期の農村行政はすでに肥大化していたと推測できる。

### Ⅲ 吉林省南荒地村を中心とする租税公課

満鉄経済調査会及吉林事務所は1934年3月26日より同年4月1日まで、吉林省永吉県南荒



地村の農業調査を行った。この調査の結果は、『満州の一農村に於ける農民の租税負担』、『満洲に於ける一農村の農業労働者』、『満洲に於ける一農村の金融』<sup>46)</sup>三つの調査報告書として残されている。筆者は南荒地村に関する経済関係をめぐって、『環日本海研究年報』に「満洲国期の農村経済関係と農民生活」を発表した。ここでは、以上の調査報告書を利用して、同論文では触れることのできなかつたこの村の農民が負担した国税・県税・村費などの調査記録を分析したい。

南荒地村は吉林市の北方 50 里、烏拉街の東南 15 里 (1 里 $\approx$ 0.5 キロメートル) の位置にあり、京図線の九站、孤店子から東北方向の位置にある。南の吉林市、北の白旗街と榆樹県までは自動車道がある。村は松花江平野にあり、地勢が平らで、土質は肥沃である。村は京図鉄道に近く、農業商品経済は割合活発な村である。調査が行われた時点で、村の戸数は 47 戸、人口は 395 人であった。村の土地の多くは県城にいる大土地所有者が所有していた。村全体では自作農と雇農が多く、耕作面では比較的大規模な小作農業経営が展開されていた。村の主要な農産物は大豆・高粱・包米 (トウモロコシ)・粟で、それ以外に少量の煙草があり、村による大豆経済に頼っている典型的な満洲村であった。<sup>47)</sup>

以下、吉林省南荒地村の農民は如何なる税金をどの程度納めていたのかについて検討しよう。

## 1. 村の租税

まず、国税と県税について見てみよう。南荒地村の農民は、国税である「大租」と県税である「响捐」については自ら県公署に赴き前年度納税票を提示の上納税することになっていた。納期は毎年陽暦 12 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までであり、この期間以内に納付しない者は滞納者となった。滞納者は、6 月 1 日から 15 日に至る者は納税額の 5%、6 月 16 日から 30 日に至る者は納税額の 10%、7 月 1 日から 30 日に至る者は納税額の 20%、8 月以降は納税額の 40% の滞納処分費を徴収されることになっていた。同村では租税の未納者はいなかった。南荒地村の農民の納めた「大租」と「响捐」の額をそれぞれ合計すると 28.37 元と 69.01 元であった。これらの土地税が、農民が納めた国税・県税の総計 254.94 元の 38.20% を占めていた。一方「糧石税」と「糧米特捐」は、糧穀に対して課する国税と県税である。糧石税は包米・高粱・稗子などの粗糧に対しては価格の 0.5%、米・小麦・大麦などの細糧は価格の 1%、豆類は価格の 2.5% と定められていた。糧米特捐では、各種類の糧穀に対して価格の 1% を課税した。穀物の販売に課した糧石税は国税の中心となっていた。大租以外では、村の特産の黄豆に課せられる糧石税の負担も重いと考えている。南荒地村で課した国税は主に土地税の大租と穀物販売の糧石税から構成されていた。土地税の响捐と穀物販売の糧米特捐は、県税の半分しか占めていなかった。响捐は国税の大租よりずっと高く、県税の重要収入となっていた。注意すべきは、農民が所有する荷馬車に対して賦課される車牌捐は県税の半分を占めていたことである。つまり、村民の中はやや経済条件がいい農家はほとんど馬車を持っていたが、その馬車に対する賦課が県

税の主な収入源になっていたことが分かる。

問題は村費である。村民の納める租税公課のなかで、村費が一番重いものであったと推測される。村の租税公課総額 740.63 元のうち、65.58%にあたる 399.25 元を村費が占めていた。まず、南荒地村の保甲費を見よう。満洲地方では、一部の地方は保甲費を自衛団費などとして使っている。このような地方の治安を維持するための費用は村費の主要な要素である。従来ほとんど土地に対して徴収されたが、南荒地村の場合は、農地経営者の地主雇農・自作・自作兼小作・地主兼小作・小作が負担している。本来地主が負担すべき費用は農業耕作者に転嫁されていると推定できる。同じように、兵差という負担も村の土地耕作者が負担していることが分かる。これらの村費負担はほとんど村の中堅階層から徴収されたため、農家にとって多大な負担となっていたと考えられる。

## 2. 南荒地村の租税公課の考察

典型的な北満型農村である南荒地村に関する調査資料の検討により、次のことが明らかになった。

南荒地村にとっては、県税は国税より 2 倍多い負担であった。村費は県税の 2 倍ほどの負担であった。村費の負担が一番重かったことが明らかである。国税は大租と糧石税を中心に課税している。糧石税を徴収する際、県公署は直接各農産物を販売する農家に対して徴収するのではなく、「糧棧が代理で納める」<sup>48)</sup>という糧棧代納の方法で徴収されていた。満洲国建国後、農民をコントロールするために、土地に賦課する同時に、土着の商業資本の糧棧と結んで農産物をコントロールしていたと言える。県税については、土地税の晌捐はほぼ大租の 3 倍ぐらい高く課税していたので、村民の大きな負担であったと考えられる。県税の半分ぐらいは車牌捐として徴税した。県税は農村の土地・糧穀販売に対して徴税したほか、運搬工具の馬車まで高額賦課した。つまり、国税と県税はほぼ全部が村の中層以上の農家が負担していたことが分かった。

国税・県税と比較して、村費の占める割合は相当大きい。南荒地村の農民にとっては、村費が最も過重な負担であったと言えるだろう。表 4 によると、保甲費と兵差と廟会費は村の土地耕作者に課せられていたことが分かる。そして、徴収された村費は自衛団、警察、保甲など農村社会の統制組織の維持や人件費・銃弾費等になった。要するに、南荒地村の農村行政機構はすでに相当に肥大化していたと推測できる。この機構を維持するために、大部分の村費を農村の土地耕作者に負担させた。この負担は農村社会の中堅階層農家の経営活力・生産意欲・消費能力などを衰退させた。この時期の税負担は村の中・上層農家の所得を大幅に減少させ、それによって、南荒地村の全体的貧困化と所得格差拡大などをもたらしていたことをうかがわせる。

## おわりに

本稿は1934年の満鉄経済調査会の経済資源調査報告書等を用いて、当時の満洲国農民の租税公課負担について検討した。

第一に、農業に關係する国税のうち、糧石税税率の統一が実現したが、土地に關係する田賦は各県の状況によって異なる徴収の仕方をとっていた。第二に、県税は主に响捐と糧捐に頼っており、村費はほとんど農業關係から徴収していた。満洲国の行政構造の下で県以下の行政財源はほとんど農業に關係していた。農民に加担し、そして、村費は国税・県税より多く徴収していたことが分かった。この多額の財源のほとんどは、満洲国行政最末端の農村行政組織の維持のために使われていた。

南荒地村にあった兵差など賦役と現物徴収などの存在も考えると、満洲国初期の徴税システムは国税・県税の剥奪する以上に、重い負担の村費を農村中堅層に課税し、農家の所得を減少させ、農村全体の貧困化と所得格差の拡大をもたらした。今後引き続き満洲国期の租税公課について考察し、村費問題についても更に掘り下げて検討したい。

「満洲国」初期の農村租税公課に関する考察（陳）

表四 吉林省永吉県南荒地農家の租税公課

単位：元

農家 形態	番号	国税					県 税				村屯費（公課）				
		大租	糧石税	牲畜税	圈底兒	總計	响捐	糧米特捐	車牌捐	總計	保甲費	兵差	門戸費	廟會費	總計
小作	11	—	6.16	※	2.40	8.56	—	2.46	8.00	10.46	54.18	4.82	—	1.64	60.64
	9	—	—	—	1.60	1.60	—	—	8.00	8.00	52.92	4.70	—	1.60	59.22
	22	—	2.16	1.20	2.00	5.36	—	0.86	8.00	8.86	※	※	※	※	※
	10	—	1.91	—	—	1.91	—	0.77	8.00	8.77	49.14	4.37	—	1.49	55.00
	38	—	5.80	—	0.60	6.40	—	2.32	8.00	10.32	41.58	3.70	—	1.26	46.54
	6	—	0.86	—	1.20	2.06	—	0.34	4.00	4.34	※	※	※	※	※
	16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.89	0.17	1.50	0.06	3.62
小地主	47	2.10	3.50	—	0.40	6.00	4.73	1.40	4.00	10.13	44.10	3.92	—	1.34	49.36
	13	4.62	5.91	—	—	10.53	15.54	2.37	8.00	25.91	31.50	2.80	—	0.96	35.26
自作小作	46	0.77	3.03	—	0.20	4.00	1.73	1.21	8.00	10.94	44.71	4.08	—	1.44	50.23
	7	2.00	1.53	—	1.60	5.13	4.50	0.61	8.00	13.11	36.54	3.25	—	1.11	40.90
	21	1.38	4.94	—	1.20	7.52	3.12	1.98	4.00	9.10	※	※	※	※	※
	4	0.92	1.01	—	0.20	2.13	2.08	0.41	4.00	6.49	6.30	0.56	4.50	0.19	11.55
自作	8	1.85	—	—	0.40	2.25	4.15	—	—	4.15	7.56	0.67	—	0.23	8.46
	32	1.69	1.50	—	0.80	3.99	3.81	0.60	4.00	8.41	9.45	0.84	—	0.29	10.58
	3	0.92	0.33	—	0.40	1.65	2.08	0.13	—	2.21	3.78	0.34	1.00	0.11	5.23
	27	0.92	—	—	—	0.92	2.08	—	—	2.08	3.78	0.34	2.70	0.11	6.93
	34	0.64	—	—	—	0.64	1.45	—	—	1.45	—	—	1.80	—	1.80
	2	0.62	0.39	—	0.40	1.41	1.38	0.15	—	1.53	2.52	0.22	1.80	0.08	4.62
地主・農業労働	31	2.92	※	—	—	2.92	6.58	※	—	6.58	—	—	2.00	—	2.00
	30	3.08	※	—	—	3.08	6.92	※	—	6.92	—	—	2.00	—	2.00
	42	2.31	※	—	0.20	2.51	5.19	※	—	5.19	—	—	2.00	—	2.00
	15	—	0.66	—	—	0.66	—	0.26	—	0.26	6.30	0.56	0.50	0.19	7.55
	1	1.14	—	2.80	—	3.94	2.56	—	—	2.56	—	—	2.00	—	2.00
	5	0.49	—	—	—	0.49	1.11	—	—	1.11	—	—	0.60	—	0.60
農業労働	14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※	※	※	※	※
	17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.60	—	0.60
	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※	※	※	※	※
	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	26	—	—	—	0.20	0.20	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	35	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	37	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
	39	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00	
41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00	
43	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00	
44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※	※	※	※	※	
大工	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.00	—	1.00
売薬	45	—	—	—	0.20	0.20	—	—	—	—	3.00	—	2.00	—	5.00
合計		28.37	39.69	4.00	14.00	86.06	69.01	15.87	84.00	168.88	399.25	35.34	39.00	12.10	485.69
百分率		3.83	5.36	0.54	1.89	11.62	9.32	2.14	11.34	22.80	53.91	4.77	5.27	1.63	65.58

租税公課総額：740.63

表四の注記：

①表は農家の一般消費税・営業税を含まない

②一般消費税：4番 8.21元、9番 29.92元、10番 15.02元、13番 23.33元、27番 6.62元、28番 7.41元、29番 3.74元、31番 2.35元、32番 7.51元、37番 6.18元、38番 24.70元、41番 3.92元、46番 24.26元、合計 163.17元

③国税の営業税：45番 3.90元、県税の営業税：45番 1.30元

④糧石税と糧米特捐のデータは南荒地村農民の穀物販売量と平均価格によって算出したものである。

⑤「※」印項は資料不足の為記入を省略した。「-」印項はゼロの記入省略部分である。

⑥満鉄経済調査会：「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」1934年10月5、6、13、14頁より作成。

### <注>

- 1) 江夏由樹『満洲国』の農村実態調査(年次研究報告書6 日本大学理学部情報科学研究所 2006年)。
- 2) 佐藤鶴亀人「踏査地区ニ於ケル北部黒龍江省経済事情」1933年11月、191頁。
- 3) 満鉄経済調査会「綏芬河地方調査報告」1933年12月、52-53頁。吉田美之、山下正巳「東寧県調査報告書」1934年3月、139、140頁。
- 4) 満鉄経済調査会「齊齊哈爾附近農業調査報告」1934年4月、155頁。
- 5) 篠原斉「吉林省穆稜県穆稜河流域農業調査報告」1934年5月、62頁。渡辺勇「吉林省穆稜県畜産調査報告」1934年4月、43~44頁。
- 6) 篠原斉等「農安、扶餘地方農業調査報告」1934年6月、46頁。福井文吉「京大、洮大線地方農業調査報告」1934年7月、131頁。
- 7) 同上、44頁。
- 8) 土居丁等「吉林省寧安県牡丹江流域農業調査報告」1934年9月、74頁。
- 9) 土居丁等「吉林省間島地方琿春、凉水泉子方面農業調査報告」1934年9月、34頁。
- 10) 満鉄経済調査会「齊齊哈爾附近農業調査報告」1934年4月、151-153頁。田中義英「齊齊哈爾一甘南沿道農業調査報告」1934年4月、29-33頁。
- 11) 福井文吉「京大、洮大線地方農業調査報告」1934年7月、127頁。
- 12) 同上、133頁。
- 13) 同前「黒龍江省訥謨河爾河、呼裕爾河流域農業調査報告」56頁。
- 14) 同上、57頁。
- 15) 同上、58頁。
- 16) 同上、59頁。
- 17) 同上、60頁。土肥武雄「訥河、克山県地方一般経済事情」1934年9月、52頁。
- 18) 佐藤鶴亀人「踏査地区ニ於ケル北部黒龍江省経済事情」1933年11月、191頁。
- 19) 粗糧は包米、高粱、粟とし、細糧は粳米、稻米、小麦とし、油糧は芝麻、麻子、蘇子とし、豆類は大豆、青豆、黑豆、豌豆、小豆とする。
- 20) 同前「齊齊哈爾附近農業調査報告」157頁。
- 21) 同前「綏芬河地方調査報告」21頁。
- 22) 同前「吉林省穆稜県穆稜河流域農業調査報告」62頁。
- 23) 同前「農安、扶餘地方農業調査報告」44、46頁。
- 24) 同前「吉林省寧安県牡丹江流域農業調査報告」73頁。
- 25) 同前「吉林省間島地方琿春、凉水泉子方面農業調査報告」32頁。
- 26) 同前「京大、洮大線地方農業調査報告」127頁。
- 27) 同上、127頁。
- 28) 同上、130頁。

「満洲国」初期の農村租税公課に関する考察（陳）

- 29) 同前「齊齊哈爾附近農業調査報告」151頁。
- 30) 同前「東寧県調査報告書」142頁。
- 31) 同前「農安、扶餘地方農業調査報告」42頁。
- 32) 同前「訥河、克山県地方一般経済事情」54頁。
- 33) 満鉄経済調査会「東寧附近農業調査報告」11頁。  
同前「東寧県調査報告書」139 - 142頁。
- 34) 同前「齊齊哈爾附近農業調査報告」151頁。
- 35) 同前「吉林省穆稜県畜産調査報告」43、44頁。
- 36) 同前「農安、扶餘地方農業調査報告」42頁。
- 37) 同前「吉林省寧安県牡丹江流域農業調査報告」74頁。
- 38) 同前「吉林省間島地方琿春、凉水泉子方面農業調査報告」34頁。
- 39) 同前「京大、洮大線地方農業調査報告」127頁。
- 40) 同前「黒龍江省訥謨河爾河、呼裕爾河流域農業調査報告」56頁。
- 41) 同上、58頁。
- 42) 同上、59頁。
- 43) 同上、60頁。
- 44) 同上、62頁。
- 45) 同前「東寧附近農業調査報告」12頁。
- 46) 満鉄経済調査会「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」1934年10月。水谷国一「満洲に於ける一農村の農業労働者」は「満鉄調査月報」の昭和九年十月号で載せられた。『満鉄調査月報』第14巻10号（「満洲に於ける一農村の農業労働者」）不二出版 1985年。  
水谷国一「満洲に於ける一農村の金融」は「満鉄調査月報」に載せられておらず、原本は中国吉林省社会科学院の満鉄資料館に保存されている。満鉄経済調査会：「満洲に於ける一農村の金融」1935年2月
- 47) 拙著『満洲国』期の農村経済関係と農民生活」（新潟大学現代社会文化研究科・環日本海研究室『環日本海研究年報』第17号 82頁）。
- 48) 同前「満洲の一農村に於ける農民の租税負担」12頁。

主指導教員（芳井研一教授）、副指導教員（真水康樹教授・山内民博准教授）